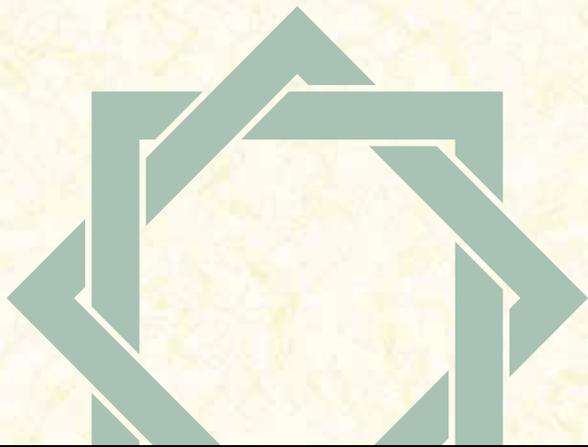
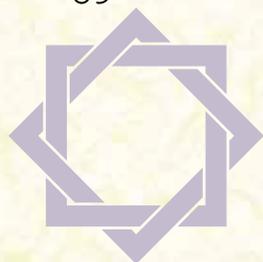


第7章

都市施設の計画

1	都市施設	64
2	交通施設	64
3	公共空地	66
4	供給処理施設	67
5	一団地の住宅施設	69



7-1 都市施設

都市施設とは円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設であり、交通施設や公共空地、供給処理施設、一団地の住宅施設などがあります。

7-2 交通施設

交通施設とは、道路や鉄道、駐車場など、人や物が移動するために必要な施設であり、また都市の骨格を形成し、都市構造を形づくる重要な施設です。

■ 道路の役割

道路には交通機能のみではなく、電気・ガス・上下水道などのライフラインの収容や、災害時の避難路・避難空間の確保などの空間機能、都市構造を形成する市街地形成機能など、様々な機能を有しています。そのため、道路はまちづくりの基本として考えられています。

本市では、2011(平成23)年度に都市計画道路網の見直しを行い、43路線(延長約55キロメートル)を廃止しました。これにより、2013(平成25)年3月現在の都市計画道路は、合計259路線、延長約481キロメートルとなっています。

■ 鉄道の役割

鉄道は、大量輸送に適した交通施設であり、市街地の形成に大きな影響を与えることから、関連する駅周辺の土地利用、道路や駅前広場等の関連施設、市街地開発事業等と一体的に計画することが重要です。

本市では、京都市高速鉄道烏丸線など、現在7路線を都市計画に定めています。

■ 駐車場の役割

駐車場は都市の装置の一つとして重要な施設であり、自動車や自転車の駐車需要に応じて、道路計画や鉄道計画と整合を図りながら整備する交通施設です。

本市においては、自動車駐車場5箇所と自転車駐車場8箇所を都市計画に定めており、また、必要な駐車需要等を踏まえた既存の駐車場の有効利用と、将来の適切な配置を促すこととしています。



地下街について

地下街は、都心部における土地の有効利用と、歩行空間の拡大を図ることができる有効な交通施設です。本市では、地下道や地下駐車場、駅前広場などの交通施設の整備に併わせ、京都駅前地下街(ポルタ)及び御池地下街(ゼスト御池)を整備しています。

7-3 公共空地

公共空地とは、公園や緑地、広場、墓園など、一般市民のためのレクリエーション機能や災害時の避難機能、環境保全機能などを有した都市施設です。

■ 公園・緑地の役割

公園・緑地は以下の機能を備えた、安全、健康、快適な都市づくりを進めるうえで必要な都市施設です。

本市では、2013(平成25)年3月現在で281箇所の公園を都市計画に定めており、そのうち245箇所の公園の整備が完了しています。

公園・緑地の機能

- ①環境保全機能(都市環境を改善する)
- ②レクリエーション機能(健康活動・レクリエーションの場を提供する)
- ③防災機能(都市の安全性を高める)
- ④景観形成機能(美しい都市景観をつくる)

■ 向代公園



■ 下鳥羽公園



都市計画公園・緑地の見直し



本市では、長年にわたり事業に着手していない35箇所の都市計画公園・緑地の都市計画の見直しを進めています。

7-4 供給処理施設

供給処理施設とは、上下水道やごみ処理場、市場などの施設であり、都市において必要な施設です。

■ 上水道の役割

家庭や事業者に安全・安心で良質な水道水を安定的にお届けすることが上水道の役割です。

本市では、琵琶湖から疏水を通して運ばれてきた水を浄水場できれいにしています。

■ 蹴上浄水場



■ 下水道の役割

生活排水を処理することで生活環境を改善したり、家庭や工場から出る汚水を処理することで川や海の環境を守ることが下水道の役割です。

また、雨水をスムーズに下水道に取り込むことにより、浸水などの被害を未然に防ぐ機能も有しています。

■ 鳥羽水環境保全センター



■ 廃棄物処理施設の役割

家庭などから出たごみを、適切に処分することが廃棄物処理施設の役割です。

本市には、焼却施設であるクリーンセンターや埋立処分場のほか、缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装、魚アラをリサイクルする処理施設があります。

■ 北部クリーンセンター



■ 市場の役割

生鮮食品等を安定的に消費者へ供給することが、市場の役割です。

本市では、青果と水産物を取り扱う第一市場、食肉専用の第二市場の2つの中央卸売市場があり、地方卸売市場として切花などを取り扱う花き市場があります。

■ 中央卸売市場第一市場



7-5 一団地の住宅施設

一団地の住宅施設とは、適切な居住機能の確保、都市機能の増進を目的として、道路や公園等の生活施設の整った住宅施設をひとまとまりの土地に集団的に建設する施設です。

本市では、これまでに醍醐西住宅、桂川島住宅、向島団地の3地区97.56ヘクタールを整備しました。



都市計画の見直しについて

本市には、道路や公園、土地区画整理事業などの予定地として都市計画に定めているにもかかわらず、長年にわたり事業に着手していないものがあります。

予定地内で建物を建てる場合は建築に係る許可が必要であり、土地利用に影響を与えています。

また、都市計画の必要性を判断した社会経済状況は、都市計画決定時と現在では変化しています。

そのため、長年にわたり事業に着手していない都市計画については、見直しを進めています。